

環自総発第 1808093 号  
平成 30 年 8 月 9 日

各 

|      |
|------|
| 都道府県 |
| 指定都市 |
| 中核市  |

 動物愛護管理主管部（局）長 殿

環境省自然環境局総務課長  
（公 印 省 略）

平成三十年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件について

今般、平成 30 年 7 月豪雨による災害が、「平成 30 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 30 年政令第 211 号）」（別添 1）により、特定非常災害として指定され、被災者の行政上の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（平成 30 年環境省告示第五十七号）（別添 2）が告示されました。

当該告示中の「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）」に係る事項については、第一種動物取扱業者の登録の有効期間を延長し、その満了日を平成 30 年 11 月 30 日とするものです。なお、延長期日までに更新が可能な権利利益の更新を妨げるものではありません。

上記について、御了知いただき適切な対応方よろしく申し上げます。

明治十五年三月二十七日  
第三種郵便物認可

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (政令)

○平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二二二)

○平成三十年七月豪雨による災害に関する特別措置に關する法律第三十条第一項の規定による指定等に関する政令(二二二)

本号で公布された  
法令のあらまし

- 1 平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第二二二号)(内閣府本府)
- 2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。(第一条関係)
- (一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
- (二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置
- (三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
- (四) 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置
- (五) 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした。
- 4 この政令は、公布の日から施行することとした。

## 政令

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

内閣総理大臣 安倍 晋三

### 政令第二二二号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)  
第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として平成三十年七月豪雨による災害を指定し、同年六月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)  
第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)  
第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成三十年十一月三十日とする。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)  
第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成三十年九月二十八日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)  
第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十二年六月二十六日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)  
第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成三十一年二月二十八日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)  
第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十三年五月三十一日とする。

附則  
この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
総務大臣 野田 聖子  
法務大臣 上川 陽子

○環境省告示第五十七号  
 平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成三十年政令第二百一十一号)により指定された平成三十年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。  
 平成三十年七月二十五日  
 環境大臣 中川 雅治

| 特定権利利益   | 対象者  | 延長後の満了日     |
|--|--|-------------|
| 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三条第一項の規定による土地の掘削の許可であつて、同法第五条第一項の規定により平成三十年十一月三十日より以前にその有効期間(同条第二項を含む)が満了するもの  | 平成三十年七月豪雨による災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域(以下「特定被災区域」という)内において当該許可に係る工事を行う者 | 平成三十年十一月三十日 |
| 温泉法第十一条第一項の規定による増設又は動力の装置の許可であつて、同条第二項及び第三項において読み替へて準用する同法第五条第一項の規定により平成三十年十一月三十日より以前にその有効期間(同法第十一条第二項及び第三項において読み替へて準用する同法第五条第二項の規定により更新されたものを含む)が満了するもの | 特定被災区域内において当該許可に係る工事を行う者   |             |
| 自然公園法(昭和二十二年法律第百六十一号)第三十二條第三項又は第二十一條第三項の規定による許可であつて、同法第三十二條の規定に基づく条件により平成三十年十一月三十日以前に当該許可に係る行為を行うことができない期間が満了するもの  | 特定被災区域内において当該許可に係る行為を行う者   |             |

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 廃棄物の処理及び清掃に關する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第一項の規定による許可であつて、平成三十年十二月三十一日以前にその有効期間が満了するもの | 特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者 |
| 廃棄物の処理及び清掃に關する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第六項の規定による許可であつて、平成三十年十二月三十一日以前にその有効期間が満了するもの | 特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者 |
| 廃棄物の処理及び清掃に關する法律第十四條第四項の規定による許可であつて、平成三十年十二月三十一日以前にその有効期間が満了するもの                | 特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者 |
| 廃棄物の処理及び清掃に關する法律第十四條第六項の規定による許可であつて、同条第七項の規定により、平成三十年十二月三十一日以前にその有効期間が満了するもの    | 特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者 |
| 廃棄物の処理及び清掃に關する法律第十四條第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、平成三十年十二月三十一日以前にその有効期間が満了するもの    | 特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者 |
| 廃棄物の処理及び清掃に關する法律第九條第二項の規定による許可であつて、同条第一項の規定により、平成三十年十二月三十一日以前にその有効期間が満了するもの     | 特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者 |
| 廃棄物の処理及び清掃に關する法律第十五條第三項の規定による許可であつて、同条第一項の規定により、平成三十年十二月三十一日以前にその有効期間が満了するもの    | 特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者 |

|   |   |
|---|---|
| <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成二十九年法律第八号）の施行期日（平成三十年四月三十日）以前にその有効期間が満了するもの</p> | <p>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第十條第一項の規定による第一種動物取扱業の登録であつて、同法第十三條第一項の規定によりその有効期間が満了するもの</p> |
| <p>特定被災区域に当該登録に係る住所（法人にあつては主たる事務所）を有する者</p>                                   | <p>特定被災区域に当該登録に係る事業所を有する者</p>   |
| <p>（空白）</p>   |   |